

社会福祉法人掛川社会福祉事業会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人掛川社会福祉事業会（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(役員報酬の総額)

第3条 理事及び監事に対する報酬は、各年度1,500千円を超えない範囲で、以下に示す各条の規定により支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長を除く理事、監事及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員の業務報酬)

第5条 理事長が、理事会を含む法人の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払う。

- 2 監事が定例監査及び所管庁が実施する法人監査に当たった場合は、別表2により報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第6条 監事及び外部委員である評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときは、別表1により、報酬を支払う。

(入所者優先入所判定会への出席報酬)

第7条 第三者委員が入所者優先入所判定会に出席したときは、別表1により、報酬を支払う。

(役員の出張)

第8条 役員が職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、

日当、宿泊料)を支給する。

(兼務役員)

第9条 理事が、法人事務局長もしくは施設長を兼務する場合は、報酬は支給せず、職員給与規程に則る。

(報酬の支払方法)

第10条 報酬の支払いは次のとおりとする。

- (1) 第4条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第4条2項に規定する監事への勤務報酬及びその他役員等の出席報酬については、開催日の翌月中に、金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 報酬の支払額は、別表1及び2の規定額から源泉所得税額を控除した額とする。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等の作成に協力する。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

第3条を追加したこの規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（開催1回あたりの額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	12,000円
評議員会出席報酬	12,000円
監事の理事会・評議員会の出席報酬	12,000円
評議員選任・解任委員の当該委員会出席報酬	5,500円
第三者委員の入所者優先入所判定会出席報酬	5,500円

別表2（第4条規定事項）

名 称	報 酬
理事長業務報酬（月額）	70,000円
監事業務報酬（1回につき）	22,000円

※監事監査については、所要時間4時間未満の場合の報酬額は、規定額の2分の1とする。

別表3

区分	運賃 （鉄道等交通機関）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食事料 （1夜につき）
役員・評議員	実費	5,000円	13,500円	2,200円

※会議、研修等で主催者が宿泊施設を指定した場合は、実費支給とする。

※運賃の算定額は、職員旅費規程に準ずる。

※日当の支払額については、規定額から源泉所得税を控除した額とする。

※掛川市管内においての会議に出席したときは、日当のみの支払とし、額は規定額の2分の1とする。